

表形式文書に対する主管局課記号の表示について

昭和41年6月10日秘書第147号高等裁判所
長官、地方、家庭裁判所長あて秘書課長通知

改正 昭和45年6月11日秘書第211号
昭和49年4月22日秘書第88号

下級裁判所から最高裁判所に報告、回答される文書の発送、経由、接受等中間処理の過程における事務の適正、円滑を計るため、司法行政事務について最高裁判所の発する通達、照会等で示す表形式の報告、回答（定例的なものを除く。）様式には、原則として、別紙のように記号をもつて主管局課（局の課を含む。）名を表示することにしましたので、御了承下さい。

おつて、今後最高裁判所に対し表形式で報告、回答される文書には、さしつかえあるものほか、右の趣旨に従つて別紙の記号を表示するようお取り計らい下さい。

（別紙）

一 表示記号

主管局課	記号	主管局課	記号	主管局課	記号
秘書課	最秘書	人事局公平課	最人公	民事局第三課	最民三
広報課	最広	人事局職員管理官	最人職	刑事局第一課	最刑一
総務局第一課	最総一	経理局総務課	最経総	刑事局第二課	最刑二
総務局第二課	最総二	経理局主計課	最経主	刑事局第三課	最刑三
総務局第三課	最総三	経理局営繕課	最経営	行政局第一課	最行一
総務局統計課	最総統	経理局用度課	最経用	行政局第二課	最行二
総務局制度調査室	最総制	経理局監査課	最経監	行政局第三課	最行三
人事局任用課	最人任	経理局管理課	最経管	家庭局第一課	最家一
人事局給与課	最人給	経理局厚生管理官	最経厚	家庭局第二課	最家二
人事局能率課	最人能	民事局第一課	最民一	家庭局第三課	最家三
人事局調査課	最人調	民事局第二課	最民二		

（注） 記号には、すべて括弧を付すること。

二 表示箇所

縦書きのものについては末尾欄外下寄り、横書きのものについては末尾欄外右寄りとする。